

相模国準四国八十八所七四番 神光寺

八柳 修之

御霊神社前から道は二股に分かれる。右側は行き止まり、左側を進む。しばらく進むと通り町市民の家への案内の標柱が立っている。その後ろに貸しテニスコート「川名テニス」2面あり、男女4組がプレイしていた。やがて、お寺の伽藍が見え真言宗神光寺（じんこうじ）である。



神光寺。正式名称は稲荷山影向院神光寺、本尊は不動明王、開山は貞誉、創建は明応元年（1492）、天保14年（1843）堯俊により中興され、嘉永4年（1851）近くにあった金剛院大勝寺と合併したとある

堂内に藤沢市指定重要文化財（彫刻）木造虚空菩薩立像（108 cm）がある筈だが、覗いて見たが見られなかった。境内、右手には弘法大師像、左手には弘法大師像が安置されている地藏堂がある。国準四国八十八箇所の74番札所である。ご詠歌は「いとふかくかけし誓いをたのみにて 川名のはしをわたるもろ人」とある。

この地藏堂ももとは川名村の金剛院大勝寺にあったもので、台石の側面には文政4年2月と刻字されている。川名村にあったとされる金剛院大勝寺は、調べて見たが分からなかった。相模国準四国八十八箇所は弘法大師を深く信心する鶴沼の住人、浅場太郎右衛門が父親の十七回忌に際し、四国まで行かずとも誰にもお参りできるような霊場をつくりたいと発願し「坂東霊場めぐり」をつくった。これを相模でもつくろうという機運が高まり、文政3年（1820）～4年（1821）にかけて、高座郡と鎌倉郡にある主として真言宗のお寺に弘法大師像を置いたものである。ご詠歌は浅場太郎右衛門自身が詠んだものとされている。巡拝は3月16日の弘法大師の命日から始まって、春のお彼岸に向けて4～5日で88箇所を巡ったという。第一日は鎌倉から片瀬、第二日茅ヶ崎、柳島。第三日寒川から宮山。最後、藤沢から俣野と推察されている。また順序については太郎右衛門自身が、順番はこだわらなくともよいと言っていたそうである。

文政7年（1824）、鶴沼村の石高は700石、家数258軒、何人の人が相模国準八十八箇所霊場巡りをしたであろうか。FWAでは新型コロナ感染騒ぎがなければ、本年中に例会「相模国準四国八十八箇所めぐり」で八十八箇所を巡拝する予定であったが、来年に延期されたのは先刻ご承知のとおりである。

（参考：鶴沼を語る会 HP 圭室文雄氏の講演会記録） 完